

令和7年度 南相馬市移住関連支援一覧

商工観光部 移住定住課

凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問合わせ先	
				県・市	担当電話番号
結婚支援	1	「はぴ福なび」会員登録補助金制度	20歳以上50歳以下の市内に住所を有する独身者を対象に、結婚マッチングシステム「はぴ福なび」※の初回の入会登録費用を補助（上限1万円） ※「はぴ福なび」…福島県が導入した全県ネットワークにより、結婚のお相手を紹介するオンライン型のマッチングシステム。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5229
	2	半年成婚サポート事業 （指定結婚相談所利用サポート事業）	市が指定した民間の結婚相談所に会員登録し、婚活サービスを利用する際の費用の一部を市が支援（上限20万円）	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5229
	3	結婚新生活支援事業助成金	令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦(いずれも婚姻日において39歳以下)に対して、住宅取得費、住宅賃貸費、引越費、リフォーム費、家具・家電購入費（市内店舗にて購入した物品に限る）を助成 ※夫婦ともに29歳以下の場合は最大60万円 ※家具・家電購入費の申請上限10万円	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5229
子育て支援	4	不妊に関する相談・治療費助成事業	不妊症の検査、不妊治療や不育症治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5218
	5	福島県不妊治療支援事業	保険適用とならない不妊治療や、不妊症検査に関する費用の一部を助成	福島県	相双保健福祉事務所 児童家庭支援チーム 0244-26-1186
	6	妊婦のための支援給付金	妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦であると認定を受けた方に対し、妊娠時に妊婦1人当たり5万円、出産時に子ども（胎児）1人当たり5万円を支給。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5215
	7	ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業	お子さんの誕生を祝い、誕生祝い品（紙おむつ、おしりふき、粉ミルク）を購入できる2万円分の給付券および市産米30kgを支給。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5215
	8	はぐパパ応援育休取得促進奨励金	育児休業を取得した男性労働者に対し、奨励金を交付。 （育児休業取得期間7日以上1か月未満の場合5万円、1か月以上又は合計30日以上の場合20万円）	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5229
	9	在宅保育支援事業	満3歳未満の子どもを保育園等に預けず、家庭において保育を行っている保護者に対し、子ども1人あたり月1万円を交付。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5215
	10	多子世帯子育て応援支援金支給事業	多子世帯への経済的支援および定住促進のため、第3子以降の子どもの出生時(30万円)と小学校入学時(10万円)に支援金を支給。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5215

凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問い合わせ先	
				県・市	担当電話番号
	11	子ども医療費助成事業	出生から18歳到達後、最初の3月31日までの子どもを対象として、保険診療分に係る自己負担額及び入院時食事代を助成。 ※医療費全体のうち、7～8割を健康保険で負担し、残りの自己負担分となる2～3割について県及び市で助成している。 ※自己負担額について、0～6才は県5割、市5割助成。 ※7～9才は市10割助成。 ※10～18才は県10割助成。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5215
	12	ファミリーサポート事業	子育ての手助けをしてほしい方（おねがい会員）に、子育ての手助けをしたい方（まかせて会員）を紹介し、相互の信頼と合意のうえで、一時的に子どもを預かり、有料で育児の援助を実施。※0歳から小学校6年生までのお子さんが対象	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5219
	13	一時預かり事業	保護者のリフレッシュやパート労働、職業訓練、通院等により一時的に保育が必要なときに有料で預かりを実施。（保育士有資格者が対応。）※南相馬市内に住所があり、幼稚園・保育園等に在籍していない1歳から就学前までの健康なお子さんが対象	南相馬市	こども育成課 0244-24-5242
	14	保育園（所）・認定こども園・小規模保育施設保育料の無料化	市内に住民登録し、市内の保育園（所）・認定こども園・小規模保育施設に在園する乳幼児（0歳児～2歳児）の保育料を無料化。	南相馬市	こども育成課 0244-24-5242
	15	認可外保育施設入所児童の助成	市内に住民登録し、市内の認可外保育施設に入所している児童の保護者を対象として、月額42,000円(年額504,000円)を上限に保育料を助成。	南相馬市	こども育成課 0244-24-5242
	16	保育園（所）副食費の補助	市内の民間保育園（所）に対し給食用食材費を補助し、園児の副食費の負担を軽減。（月額上限1人7,700円）	南相馬市	こども育成課 0244-24-5242
	17	私立幼稚園給食費の助成	市内の私立幼稚園に在園する園児の給食費を助成。（月額上限1人8,000円）	南相馬市	こども育成課 0244-24-5242
	18	放課後児童クラブ	小学校に就学し、保護者が就労などによって昼間家庭にいない児童が、授業の終了後に子どもたち同士で遊び、生活する場として放課後児童クラブを実施。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5215
	19	学校給食費無償化事業補助金	南相馬市立の小中学校に通学する児童生徒の保護者に対して、学校給食費相当額の補助金を交付。	南相馬市	学校教育課 0244-24-5283
	20	学校給食食物アレルギー対応補助金	食物アレルギーにより学校給食の提供を受けることができず、弁当や代替のおかずを持参するなど、各家庭により食物アレルギーに対応している児童生徒の保護者に対し、補助金を交付。	南相馬市	学校教育課 0244-24-5283

凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問合わせ先	
				県・市	担当電話番号
	21	子どもの利用に係るスポーツ施設の 使用料又は利用料金の免除	子どもたちがスポーツ施設を利用する際にスポーツ施設の使用料又は利用料金を免除。	南相馬市	スポーツ推進課 0244-24-5280
	22	巣立ち応援18歳祝い金支給事業	18歳を迎える子どもたちの巣立ちにエールを送るため、大学進学や就職に係る準備資金として祝い金5万円を支給。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5229
	23	病児・病後児保育事業	保護者が就労や疾病などのやむを得ない事情により、病気等のお子さんをご家庭で保育することができない場合、クリニック等が運営する専用の保育室でお子さんを一時的に預かる制度。	南相馬市	こども家庭課 0244-24-5215
	24	大学生等通学定期券購入費助成事業	市内に住所を有し、居住している18歳以上30歳未満の方（高等専門学校に通学する方は15歳以上の方）の市外の大学等に通学するための定期券（鉄道またはバス）の購入費の一部を助成。（条件有）	南相馬市	生活環境課 0244-24-6565
住む支援	25	移住推進住宅支援事業補助金	5年以上居住する意思をもって市外から転入した43歳未満の方が、相双地方で就業又は開業し、市内の民間賃貸住宅に入居した場合に月額1万円の家賃補助を交付。 ※小高区内に居住する場合、月額5千円を加算。	南相馬市	建築住宅課 0244-24-5253
	26	住宅購入等世帯定住促進事業奨励金	多世代同居世帯、近居世帯、多子世帯、移住定住世帯が住宅を新築、購入する際に100万円の奨励金を交付。 ○加算金 旧避難指示区域での住宅取得、転入後5年以内での住宅取得：25万円 空き家を解体し、その敷地に新築した場合：50万円	南相馬市	建築住宅課 0244-24-5253
	27	空き家利活用推進事業	空き家バンク登録物件の空き家を活用する方に、空き家改修のための補助金上限100万円（補助率2/12）を交付。別途5万円以上の家財処分費は最大20万円まで補助。 ○特定区域、多子、新婚、就農、移住 別途上限25万円（補助率1/12）の加算金あり	南相馬市	建築住宅課 0244-24-5253
	28	空き家と住まいの相談窓口ミライエ	市内の空き家、空き地の物件情報の発信や、購入・賃貸等について所有者と利用希望者のマッチングを行うなど、空き家や住まいに関する様々な相談を受け付ける。	南相馬市	建築住宅課 0244-24-5253
	29	三世代同居・近居住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置	18歳未満の子どもを含む三世代が福島県内に同居・近居する住宅を取得した場合、取得に係る不動産取得税の税率を1/2に軽減。（軽減額上限30万円）	福島県	福島県税務課 024-521-7068 相双地方振興局県税部 0244-26-1125
	30	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	県産木材を活用した住宅取得に対し、県産品等と交換可能なポイントを交付。（最大60万ポイント）	福島県	土木部建築指導課 024-521-7528
	31	福島県多世代同居・近居推進事業	県内で新たに多世代で同居・近居を行うための住宅取得や増改築又は改修に対し、最大40万円（うち移住者加算10万円）の補助金を交付。	福島県	土木部建築指導課 024-521-7528
	32	地域対応活用住宅（市営住宅）の提供	定住のための検討期間に居住を希望する方や、起業および新規就農を検討する方向けに原則1年以内で地域対応活用住宅を提供。（※家賃の上限目安 47,000円程度）	南相馬市	建築住宅課 0244-24-5253
	33	小高区等空き家リノベーションモデル事業	小高区等(旧避難指示区域)の既存空き家をリノベーションし、移住者への住まいおよび事務所として貸出しを実施。	南相馬市	建築住宅課 0244-24-5253
	34	自家消費型太陽光発電促進支援事業	住宅用太陽光発電システム、HEMS【ヘムス】（エネルギー管理システム）、蓄電池システムを新たに設置する方に対し、補助金を交付。（上限額①太陽光：15万円 ②HEMS：3万円 ③蓄電池：25万円	南相馬市	環境政策課 0244-24-5248

凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問合わせ先	
				県・市	担当電話番号
	35	次世代自動車導入促進事業	電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、据置型電気自動車等充電設備（V2H）、可搬型外部給電器を新たに導入する方に対し、補助金を交付。（定額 ①電気自動車：10万円 ②燃料電池自動車：30万円 ③据置型電気自動車等充電設備：15万円 ④可搬型外部給電器：5万円）	南相馬市	環境政策課 0244-24-5248
	36	屋根置き太陽光発電等導入拡大事業補助金	太陽光発電システム【住宅用・事業用】、蓄電池システム【住宅用・事業用】を新たに設置する市民や事業者に対し、補助金を交付。（上限額①住宅用太陽光：70万円 ②住宅用蓄電池：47万円 ③事業用太陽光：250万円 ④事業用蓄電池：160万円 ※FITを使わない方が対象。	南相馬市	環境政策課 0244-24-5248
	37	既存住宅断熱改修支援事業補助金	既存住宅においてガラス・窓・断熱材・玄関ドアの断熱改修を実施する市民に対し、補助金を交付。（上限額：120万円 ※玄関ドアのみ上限5万円）	南相馬市	環境政策課 0244-24-5248
	38	飲用井戸等整備事業補助金	水道の未給水区域に居住する方を対象に、飲用井戸等の整備に係る費用の一部を補助。（上限100万円、補助率1/2）	南相馬市	水道課 0244-24-5272
	39	移住者自動車運転講習支援補助金	福島県外から市に転入し、自動車運転に不安のある移住者の方を対象に、市内の自動車教習所で受講するペーパードライバー講習の費用を助成。（1回あたり5,610円を上限とし、1人あたり3回まで）	南相馬市	移住定住課 0244-24-5269
修学・働く支援	40	育英資金貸付制度	進学するまで南相馬市に1年以上住所を有する学生又は生徒で、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金の貸付を行う。 卒業後、市内に住所を有している、就業しているなど一定の条件を満たすことで、返還未済額の1/2の額が免除される。（※看護師、保育士、介護福祉士等として就業する場合は、返還未済額の全額免除。）	南相馬市	教育総務課 0244-24-5282
	41	南相馬市保育士等修学資金貸付制度	市内の私立保育園や私立幼稚園等で保育士、幼稚園教諭として勤務する意思のある方に授業料相当資金、入学資金、就職準備資金の貸付を行う。保育士等の養成施設を卒業後、直ちに貸付期間に相当する期間、市内私立保育園等で保育士等として勤務した場合、貸付金の返還が免除される。	南相馬市	教育総務課 0244-24-5282
	42	南相馬市看護師等修学資金貸付制度	市内の医療機関等で看護師等として勤務する意思のある方に授業料相当資金、生活費相当資金、入学資金の貸付を行う。看護師等の養成施設を卒業後、直ちに貸付期間に相当する期間、市内医療機関等で看護師等として勤務した場合、貸付金の返還が免除される。	南相馬市	教育総務課 0244-24-5282
	43	南相馬市介護福祉士等修学資金貸付制度	市内の介護施設等で介護福祉士等として業務に従事する意思のある方に授業料相当資金、生活費相当資金、入学資金の貸付を行う。介護福祉士又は社会福祉士の養成施設を卒業後、直ちに貸付期間に相当する期間、市内介護施設等で介護福祉士等として業務に従事した場合、貸付金の返還が免除される。	南相馬市	教育総務課 0244-24-5282
働く支援	44	福島県12市町村移住支援金	5年以上居住する意思をもって、福島県外から南相馬市へ移住し、就業もしくは起業する方に移住支援金を交付。2人以上世帯 200万円（東京圏からの移住において18歳未満の子ども1人につき100万円加算）、単身世帯 120万円。 ※医療・介護・福祉有資格者兼就業者は1人あたり120万円加算（条件あり） ※南相馬市移住支援金交付事業との併用不可	福島県	避難地域復興課 024-521-1178 福島県12市町村個人支援金 コンタクトセンター 0570-057-236
	45	南相馬市移住支援金交付事業	東京23区（5年以上在住者または5年以上通勤者）から5年以上居住する意思をもって南相馬市へ移住し、就業もしくは起業または自己の意思でテレワークを実施している方に移住支援金を交付。（2人以上世帯 100万円（※18歳未満の子ども1人につき最大100万円加算） ○単身世帯 60万円） ※福島県12市町村移住支援金との併用不可	南相馬市	移住定住課 0244-24-5269
	46	市内事業所情報発信事業	WEBサイト「みなみそうま就職ナビ」を運営し、市内企業の求人情報をはじめ、会社概要を映像や画像でわかりやすく紹介しています。	南相馬市	商工労政課 0244-24-5335
	47	市外就職希望者就職活動支援事業助成金	市外からの就職希望者に対して、WEBサイト「みなみそうま就職ナビ」の掲載事業所への就職活動に要する交通費や、就職し市内へ転居するための転居費の一部を助成。 ○就職活動交通費助成金 助成率 2/3 上限10万円 ○市内転居費用助成金 助成率10/10、県内からの転居 上限30万円、県外からの転居 上限60万円	南相馬市	商工労政課 0244-24-5335

商工観光部 移住定住課	
凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問合わせ先	
				県・市	担当電話番号
	48	奨学金返還支援事業補助金	日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けている方が、①医療・福祉②農業・林業③漁業④製造業⑤情報通信業のうち情報サービス業、インターネット付随サービス業に属する市内事業所等へ就職し定住する場合に、年間最大18万円（前年度返還額の利子分を除いた額）を補助。 また、奨学金返還支援事業補助金の交付決定を受けた方のうち、医療福祉産業に属する市内事業所等で保育士・看護師・介護福祉士・社会福祉士として就職・定住した場合、半年後に40万円を交付。	南相馬市	商工労政課 0244-24-5335
	49	介護事業所就労支援助成事業	市内介護事業所の就職者に就労奨励金・住宅手当助成金を支給。 就労奨励金 奨励金：有資格者40万円 無資格者：（市外から）30万円、（市内から）20万円 住宅手当助成金 市外から就職し、民間賃貸住宅へ入居した者 アパート代1/2を助成 上限4万円/月	南相馬市	長寿福祉課 0244-24-5334
	50	被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付制度	県外から相双地域等の介護保険施設等に介護職として内定・勤務が決定し、就労後所定の研修を受講される方に就職準備金(最大50万円※別途世帯人数等で加算あり)や研修受講料を貸付。※就職先での業務従事期間（最長2年間）を満たした場合は貸付金の返還が免除される。	福島県	福島県社会福祉協議会 024-526-0045
	51	被災地における福祉・介護人材に対する就職支援金交付事業	新たに福島県相双地域等における介護保険施設等の業務に6か月以上就労した方に、新規採用の場合10万円、中堅介護職員の場合20万円を交付。	福島県	福島県社会福祉協議会 024-526-0045
	52	将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業	県内事業所に就職し、規定の年数就業・県内に定住した場合、奨学金の返還を支援。（最大153万円）	福島県	福島県商工労働部 雇用労政課 024-521-7290
	53	医業承継支援事業	県内の診療所で開業を希望する医師と後継者不在で譲渡を希望する医師のマッチングを支援。	福島県	福島県保健福祉部 地域医療課 024-521-7915
	54	新規就農者育成総合対策事業補助金 (1)経営開始資金	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者を対象に、年間最大150万円を最長3年間交付。	南相馬市	農政課 0244-44-6807
	55	新規就農者育成総合対策事業補助金 (2)経営発展支援事業	就農後の経営発展を図るため、就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者を対象に、機械・施設等の導入にかかる経費の一部を補助。（補助率3/4以内、補助対象事業費上限1,000万円、経営開始資金の交付対象者は上限500万円）	南相馬市	農政課 0244-44-6807
	56	多様な担い手育成・確保事業補助金 (1) 新規就農給付金事業	就農初期段階の支援として、市内に居住し、市内で新たに農業を営む45歳以上65歳未満の青年等就農計画またはそれと同等の計画の認定を受けた方を対象に、年間最大48万円を最長3年間交付。	南相馬市	農政課 0244-44-6807
	57	多様な担い手育成・確保事業補助金 (2) 農業用機械購入支援事業	市内で新たに農業を営む方(経営面積30 a 以上又は農作物販売金額が年間50万円以上)並びに新規就農者を雇用する農業法人等向けに、園芸作物及び酪農、畜産の生産・流通・販売等に必要な機械を導入する経費の一部を補助。（補助率3/4以内、補助上限額100万円）	南相馬市	農政課 0244-44-6807
	58	多様な担い手育成・確保事業補助金 (3) 農地賃借料支援事業	旧避難指示区域内で営農するために農地を借り入れた方を対象に、その借賃について最長5年間、年間最大15万円を補助。	南相馬市	農政課 0244-44-6807
	59	多様な担い手育成・確保事業補助金 (4) 移住就農者家賃支援事業	市外から本市に移住就農した方（農業法人等が移住就農者を雇用し当該農業法人等が賃借した住宅を移住就農者に提供する場合を含む）に対し、民間賃貸住宅の家賃を最長2年間、月額最大6万円補助。（※補助率：賃貸住宅の場所が旧避難指示区域の場合は3/4、それ以外は1/2）	南相馬市	農政課 0244-44-6807

凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問い合わせ先	
				県・市	担当電話番号
	60	多様な担い手育成・確保事業補助金 (5)農業資格取得支援事業	市内で新たに農業を営む方等の免許取得に要した経費の一部を補助(受講料の1/2相当額)。対象資格は準中型自動車第一種、中型自動車第一種、大型自動車第一種、大型特殊自動車第一種、けん引自動車第一種	南相馬市	農政課 0244-44-6807
	61	スマート農業技術導入促進事業補助金	市内農業者や農業法人等を対象に農業用機械の自動操舵システム(上限150万円)及び農業用ドローン等(上限100万円)の導入や農業用ドローン操縦ライセンスの取得（上限10万円）に対し補助金を交付。	南相馬市	農政課 0244-44-6115
	62	有害鳥獣被害防止総合対策事業補助金	有害鳥獣被害防止を図るため、防護柵設置や狩猟免許の新規取得・更新にかかる費用に対し補助金を交付。	南相馬市	農政課 0244-44-6115
	63	園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金	市内に居住する農業者や農業法人、生産部会等が、出荷販売を目的に園芸作物等を新たに又は規模を拡大して作付する場合の種苗費やハウス整備に補助金を交付。	南相馬市	農政課 0244-44-6807
	64	福島県12市町村起業支援金	5年以上居住する意思をもって、福島県外から南相馬市へ移住し、新しく起業する方の起業に必要な経費の一部を補助。（最大400万円 補助対象経費の3/4以内）	福島県	福島県12市町村個人支援金 コンタクトセンター 0570-057-236
	65	創業者支援事業助成金	新たな製品やサービスの提供を行う創業者やベンチャー企業に対して、法人設立経費や事務所賃借料等を助成。（助成限度額600万円）	南相馬市	商工労政課 0244-24-5335
	66	地域課題解決型起業支援事業補助金	県内に移住し、「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって新たに創業する者及びSociety 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で第二創業する社会的起業家への補助。(最大200万円※募集期間あり)	福島県	(公財) 福島県産業振興センター 経営支援部経営支援課 024-525-4035
	67	福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金	原子力災害時に12市町村内において事業を行っていなかった事業者で、公募開始日から遡って2年以内に創業した方に、事業実施のために必要な経費を補助金として交付。（補助限度額2250万円）	福島県	県庁経営金融課 024-521-8648
	68	商店街空き店舗対策事業補助金	市が指定する地域内で空き店舗を活用して対象となる事業を行う事業者に対し、改装費及び賃借料の一部を助成。 ○改装費補助 補助上限額200万円、補助率1/2以内 ○賃借料補助 補助上限額180万円（月額上限15万円）、補助率1/3～1/2、最長2年間	南相馬市	商工労政課 0244-24-5264
	69	旧避難指示区域内店舗等営業運営費補助金	旧避難指示区域内で小売業や飲食サービス業など、日常生活に欠かせないサービスを提供する事業者および起業者に対し、運営経費の一部を補助。(補助上限額年50万円)	南相馬市	小高区地域振興課 0244-44-2112
	70	南相馬市ロボット機器導入促進事業補助金	市内事業者が開発、製造するロボット機器、南相馬市産業効率化地域プラットフォームの利用により産業効率化を図るロボット機器又は南相馬ロボット導入応援企業※が開発、製造するロボット機器(他の支援に該当する農業用ドローンを除く)を導入する市内事業者に対し、助成金を交付。 ○市内事業者が開発若しくは製造するロボット機器 補助上限額年100万円/1事業所あたり、補助率1/2以内 ○南相馬市産業効率化地域プラットフォームの利用により産業効率化を図るロボット機器 補助上限額年100万円/1事業所あたり、補助率1/2以内 ○南相馬ロボット導入応援企業が開発又は製造するロボット機器 補助上限年額50万円/1事業所あたり、補助率1/2以内 ※市が行う募集に応募いただいた、国内のロボット開発・製造を行う民間企業	南相馬市	商工労政課 0244-24-5326
	71	企業立地促進事業助成金	市内に工場を新設、増設又は移設する事業者等に対し、新規雇用者数等に応じて助成金を交付。	南相馬市	商工労政課 0244-24-5326

令和7年度 南相馬市移住関連支援一覧

商工観光部 移住定住課

凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問合わせ先	
				県・市	担当電話番号
来 る 支 援	72	ふくしま移住希望者支援交通費補助金	18歳以上の県外在住者で福島県内への移住を希望、検討している方を対象に交通費を補助。(1人あたり1年度1回限り)	福島県	福島県東京事務所 03-5212-9050
	73	ふくしま12市町村移住支援交通費等補助金	18歳以上の県外在住者でふくしま12市町村への移住を希望・検討している方を対象に、現地視察を行う際の交通費、宿泊費を補助。(1人あたり1年度5回まで)	福島県	ふくしま12市町村 移住支援センター 0800-800-3305
	74	移住検討者市内活動交通費支援補助金	県外在住者で市内への移住・定住の意思のある方が、市内で移住検討活動を行う際のタクシー利用料およびレンタカー利用料を補助。(1人あたり1年度3回まで)	南相馬市	移住定住課 0244-24-5269
	75	大学生等フィールドワーク・交流活動支援事業	市内で、地域課題解決のための調査・研究活動を行う大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校）に対し、宿泊費用の一部を助成。（1泊につき1人3,000円 申請1回につき最大6泊まで）	南相馬市	イノベーション政策課 0244-24-5406
医 療 支 援	76	こころのケア事業	東日本大震災の影響及び多様化する社会環境等による精神的ストレスや不安等をけいげんするために、心のケア事業を実施する。また、南相馬市いのちを支える行動計画に基づき総合的に自殺対策を実施 ・ゲートキーパー養成、こころの健康相談会	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	77	南相馬市骨髄移植ドナー支援事業	一人でも多くの市民へ骨髄バンク事業への理解とドナー登録を促進するとともに、ドナーの経済的負担を軽減させるため、骨髄・末梢血幹細胞を提供した者に対し、助成金を交付	南相馬市	健康づくり課 0244-44-6407 (小高保健福祉センター)
	78	フッ化物でぶくぶくむし歯予防事業	市民の健康増進を図ることを目的に、歯と口のセルフケア等の指導と併せ、4歳～中学2年生を対象に永久歯のむし歯予防対策としてフッ化物洗口を実施	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	79	歯科保健事業	歯と口の健康増進を図るため、ライフステージに応じた歯科健康教育や歯科健康相談、歯科保健指導、歯科予防処置を実施する 妊婦歯科健康診査助成、1歳児歯科健診・フッ化物歯面塗布	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	80	感染症予防事業	感染症の予防拡大防止を図るため、知識の普及啓発や定期接種を実施する。 定期予防接種の実施（二種混合、麻しん、風しんなど）	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	81	風しん抗体検査・風しんワクチン接種助成事業	妊娠初期の風しん感染による、胎児の難聴・先天性疾患・白内障などの（先天性風しん症候群）発症を予防するため、風しん抗体検査等を実施し、その費用を助成	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	82	小児用インフルエンザ予防接種支援事業	小児のインフルエンザ予防及び重症化を防ぐため、小児用インフルエンザワクチン接種費用を助成	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	83	带状疱疹任意予防接種費用助成事業	带状疱疹の発症率の低減及び重症化の予防を図り、任意接種として带状疱疹ワクチンの予防接種を受ける市民に対し、健康の保持及び増進を図るとともに、被接種者の経済的負担を軽減することを目的として、当該接種に係る費用の一部について令和8年3月31日まで助成金を交付	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	84	健康診査事業	がん等の早期発見・早期治療に努め、市民の健康保持増進を図るため、各種がん検診等を委託により実施（肺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診など）	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	85	こどものピロリ菌検査事業	胃がんの原因となる「ピロリ菌」を早期に発見し、早期に治療に結び付けることで、ピロリ菌による胃の病気リスクを減らすとともに、次世代への感染を予防するため、こどもを対象としたピロリ菌検査を実施。また、一次検査の陽性者に対し、二次検査等に係る費用を助成	南相馬市	健康づくり課 0244-23-3680
	86	健康管理支援事業（個人線量計）	原子力災害に伴う市民の放射線に対する健康不安を軽減するため、個人線量計により外部被ばく線量の測定を実施	南相馬市	健康づくり課 0244-44-2121 (小高保健福祉センター)
	87	放射線被ばく検診事業	原子力災害に伴う市民の放射線に対する健康不安を軽減するため、ホールボディカウンターを用いた内部被ばく検診を実施	南相馬市	健康づくり課 0244-44-2121 (小高保健福祉センター)
	88	放射線健康相談事業	原子力災害に伴う市民の放射線に対する健康不安を軽減するため、必要に応じて専門家の派遣を実施	南相馬市	健康づくり課 0244-44-2121 (小高保健福祉センター)

凡例	
	南相馬市独自事業
	県事業の問合せ先

分類	No	事業名	事業概要	問合わせ先	
				県・市	担当電話番号
	89	重度心身障がい者医療費助成制度	重度心身障がい者に対し、医療保険診療の自己負担分の一部を助成する制度。 (入院時の食事療養費等を除く) 対象者：身体障害者手帳1級、2級または、3級の内部障害の方。 療育手帳A、またはBで身体障害者手帳を持っている方。 精神保健福祉手帳1級、または2級、3級で身体障害者手帳若しくは療育手帳を持っている方。	南相馬市	社会福祉課 0244-24-5241
	90	自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神に障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療の給付を受けることができる制度。原則、医療保険診療にかかる1割の自己負担が発生するが、世帯収入と症状によって上限額が設定される。	南相馬市	社会福祉課 0244-24-5241
	91	自立支援医療（更生医療） 自立支援医療（育成医療）	更生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの 育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの	南相馬市	社会福祉課 0244-24-5241

※ 移住支援制度一覧につきましては、ご相談の多いものを掲載しております。移住希望者の方の状況によって他にご紹介できる支援制度がある可能性もございますので、お気軽に移住定住課までご相談ください。